

社会福祉法人清流会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(理事会、監事監査及び評議員会の出席報酬等)

第2条 役員等が、研修若しくは会議に出席したときは、報酬として1回あたり 10,000 円を支給する。但し、6月に開催する理事会、評議員会に出席したときは、報酬として1回あたり 20,000 円を支給する。

(役員等の執務報酬)

第3条 役員等が理事会、監事監査及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬の額は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----|----------|
| (1) 業務執行理事 | 1 月 | 50,000 円 |
| (2) その他の役員等 | 1 日 | 10,000 円 |

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。ただし、税金等法令で定められたものは控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の業務執行理事への執務報酬は、毎月末日締め 28 日払いとする。

(重複支給の禁止)

第5条 役員等で法人職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬は支給しない。但し、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りでない。

附則

本規程は、平成 29年 6月 15日から施行する。